

令和7年度第1回守口市国民健康保険運営協議会

日時：令和7年8月8日

開会：午後2時00分

○武田会長 皆様、こんにちは。それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第1回守口市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、また、大変お暑い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

また平素より、国民健康保険事業の運営に格段の御配慮と御尽力を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

本日も、忌憚のない貴重な御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に移ります前に、委員各位に昨年度から交代がございましたので、新たに御就任いただきました委員の方を御紹介いたします。

金谷委員がお代わりになりまして、田中委員に御就任いただいております。

また、玉木委員がお代わりになりまして、神野委員に御就任いただいております。

それでは、新委員から、それぞれ一言ずつ御挨拶をいただきたいと思っております。田中委員、お願いいたします。

○田中委員 田中でございます。よろしくお願いいたします。

○武田会長 ありがとうございます。続きまして、神野委員お願いいたします。

○神野委員 パナソニック健保の神野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○武田会長 ありがとうございます。

次に、令和7年度の事務局の体制について、事務局から紹介をお願いいたします。

○仲嶋保険・健康政策監 このたび、4月から着任をいたしました、事務局を仰せつかっております健康福祉部保険・健康政策監（兼）保険課長の仲嶋と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和7年度における保険課・保険収納課の体制を順に紹介させていただきたいと思っております。

まず、4月から健康福祉部長の増田でございます。

○増田健康福祉部長 増田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○仲嶋保険・健康政策監 続きまして、保険課長代理の柳原でございます。

○柳原保険課長代理 柳原です。よろしくお願い致します。

○仲嶋保険・健康政策監 続きまして、保険課主任の西嶋でございます。

○西嶋保険課主任 西嶋です。よろしくお願い致します。

○仲嶋保険・健康政策監 続きまして、保険課主任の谷口でございます。

○谷口保険課主任 谷口でございます。よろしくお願い致します。

○仲嶋保険・健康政策監 続きまして、保険収納課の職員を紹介させていただきます。

保険収納課長の加藤でございます。

○加藤保険収納課長 加藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○仲嶋保険・健康政策監 続きまして、保険収納課長代理の表でございます。

○表保険収納課長代理 表でございます。よろしく申し上げます。

○仲嶋保険・健康政策監 なお、本日は案件の関係で出席はしておりませんが、保険収納課主任として松前、本橋の2名が在籍をしております。

以上で、今年度の国民健康保険事業を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○武田会長 それでは、本協議会の開催に当たり、瀬野市長から御挨拶をお願いいたします。

○瀬野市長 皆さん、こんにちは。守口市長の瀬野でございます。

委員の皆さんにおかれましては、公私何かとお忙しい中、また非常に暑い中、国保運営協議会に御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

また日頃から、国保事業運営はもとより、本市市政運営全般に格段のお力添えをいただいておりますことを感謝を申し上げます次第でございます。

さて、本市を含めた府内市町村では、大阪府で1つの国保ということを目指しまして、大阪府の国保運営方針に基づいて事業を運営しております。令和6年度からの運営方針では、各市町村での取組の1つとしてP D C Aサイクルによる進捗管理、これが新たに設けられたところでございます。これから、運営方針等に基づく取組状況の見える化を図るということでございますけれども、府内全体として、この持続可能で安定的な国保事業の運営を進めるためのものでもございます。本市としても、昨年度から進捗管理を行っておりまして、後ほど事務局から御報告をさせていただくこととしております。

本日はこのほか、令和6年度の国保事業会計の決算見込、そして本年4月施行の守口市国民健康保険条例の一部改正に関する事項の報告を議題といたしております。

今後とも、府内の共通認識の下、持続可能で安定的な国保事業の運営に努めてまいりますので、委員の皆さん方の御意見、お力添えをいただきますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○武田会長 ありがとうございます。それでは、事務局から本日の配付資料の確認をさせていただきます。

○事務局 それでは、本日の配付物の確認をさせていただきます。

本日の資料ですが、1つ目は本日の会議次第、2つ目は守口市国民健康保険運営協議会委員名簿、3つ目は座席表、4つ目は保険課・保険収納課令和7年度体制、5つ目は本日の会議資料です。こちらは、事前に送付させていただきました12ページのものとなっております。6つ目は、案件(3)の追加資料として、本日追加で配付させていただきました6ページのものでございます。

以上、6点でございます。過不足などはございませんでしょうか。

以上でございます。

○武田会長 それでは、議事に移らせていただきます。

まず、委員の出欠状況について、事務局から報告を受けます。

○事務局 本日は、13名の出席でございます。本日、欠席の届出を受けておりますのは岡野委員1名でございます。

以上でございます。

○武田会長 ただいまの報告のとおり、守口市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定に基づき、会議は成立いたします。

それでは、次第3の「案件」に入らせていただきます。

まず、1つ目の案件「令和6年度守口市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算見込について」、事務局から説明を受けます。

○柳原保険課長代理 それでは、案件（1）令和6年度守口市特別会計国民健康保険事業の決算見込について、御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の資料、1ページの資料1に添付しておりますA3の見開きの表を御覧ください。

この資料には、令和7年6月17日時点で作成した決算見込みで、左側に歳入の内容を右側に歳出の内容を記載させていただいており、金額の単位は百万円単位とさせていただいております。

まず、初めに歳入の総額でございますが、表の左側の一番下、歳入合計でございますとおり、141億4,600万円でございます。

次に、歳出の総額は、表の右側の下段、歳出合計でございますとおり、138億9,100万円でございます。

この歳入合計から歳出合計を差し引いた収支差引といたしまして、歳出合計の下の表、収支差引は2億5,500万円の黒字となっております。

この2億5,500万円ですが、前年度の黒字額である3億400万円を加味したものととなりますので、令和6年度のみ収支差引である単年度収支としましては、4,900万円の赤字となっております。

また、実質単年度収支は、単年度収支の額に基金積立金の額を足し、基金繰入金の額を差し引いたもので、1億1,600万円の赤字となっております。

なお、令和6年2月市議会定例会で歳計剰余金の予算計上を行わず、直接基金に積み立てられるように条例改正を行いましたので、令和6年度の実質単年度収支の額には、令和5年度の黒字の一部としての積立額である1億6,000万円は反映されないこととなります。

それでは、まず表の右側、歳出から御説明申し上げます。

まず、総務費でございますが、保険課や保険収納課職員の人件費や事務費等で、3億400万円でございます。

続きまして、保険給付費でございますが、被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費など、項目別に金額を表記しております。これは、国保に加入されている被保険者が医療機関等で受診された場合に要する医療費に対する保険者負担分でございます。

高額介護合算療養費につきましては、医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する仕組みでございます。

出産育児一時金につきましては、国保加入者が出産された場合、出産一児につき原則として50万円を支給するものでございます。

また、葬祭費につきましては、国保加入者が亡くなられた場合に、葬儀執行人の方に5万円を支給するものでございます。

その他給付の内訳としましては、国保連合会に委託しておりますレセプトの審査支払手数料などの備考欄に記載のとおりでございます。

保険給付費については、例年減少傾向となっており、令和6年度の決算見込み額についても減少しております。

以上、保険給付費の合計は、91億5,500万円でございます。

続きまして、事業費納付金でございますが、各市町村が徴収した保険料等を財源として、大阪府に対して納付するものでございます。

医療給付費分が30億6,700万円、後期高齢者支援金等分が8億7,900万円、介護納付金分が3億3,500万円、合計42億8,100万円でございます。

続きまして、保健事業費でございます。特定健康診査や特定保健指導、ジェネリック医薬品の啓発、国民健康保険ヘルスアップ事業等に要した費用、保健師等による電話での特定健康診査受診勧奨事業、おおさか健活マイレージの市独自ポイント付与事業などに係る費用で1億1,600万円となっております。

次に、基金積立金でございますが、基金の運用利子を積み立てたものでございます。

最後に、その他でございますが、超過交付されました国庫補助金などの返還や、過誤納付された保険料の還付で、3,000万円となっております。

続きまして、表の左側でございます歳入の御説明に移らせていただきたいと存じます。

まず、保険料でございますが、27億9,900万円となっております。

続きまして、国庫支出金でございますが、資格確認書発行等に係る国保システムの改修に対する補助金などで、2,200万円でございます。

続きまして、府支出金でございます。

まず、府負担金・補助金につきましては、地方単独事業に伴う国庫負担金カット分に対する府補助金で、1,300万円でございます。

次に、普通交付金でございますが、これは、市町村が納付いたします事業費納付金を財源として、歳出の保険給付費や保健事業に要する費用分を交付するもので、93億3,700万円でございます。

また、特別交付金につきましては、市町村の特別事情や市町村の保険者としての努力に応じて交付されるもので、1億2,300万円でございます。

以上、府支出金の合計は、94億7,300万円でございます。

最後に、繰入金でございます。

一般会計からの繰入金のうち、まず、保険基盤安定分でございますが、これは主に保険料の均等割額及び平等割額の7割・5割・2割の法定軽減分を、公費で補填するための繰入金で、11億1,600万円でございます。

未就学児均等割につきましては、未就学児のいる世帯を対象に、未就学児に係る均等割軽減をした額を一般会計から繰入れるもので、1,000万円でございます。

職員給与費等につきましては、職員の人件費、事務費に充てられる繰入金で、2億7,700万円でございます。

産前産後保険料につきましては、出産した被保険者の産前産後期間に係る所得割額及び均等割額を減額した額を一般会計から繰入れるもので、200万円でございます。

出産育児一時金につきましては、出産育児一時金の3分の2に相当する額を一般会計から繰り入れるもので、2,200万円でございます。

財政安定化支援につきましては、被保険者の所得水準が低いことによる保険料の減少や、

高齢者の割合が高いことによる給付費の増加といった保険者の責めに帰することができない特別な事情により、交付税措置されております繰入金で、1億2,000万円でございます。

その他の繰入金につきましては、地方単独事業である医療費助成事業の実施により増加すると見込まれる医療費に対する国庫負担金の減額分を補填するための繰入金で、1,700万円でございます。一般会計からの繰入金は合わせまして、総額15億6,400万円となっております。

今後とも、委員各位の御意見を頂戴しながら、引き続き健全な国保財政の運営に鋭意取り組んでまいります。

以上、案件(1)の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○武田会長 説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

○寺本委員 令和6年度も非常に高い保険料を守口市民の被保険者は支払ったわけですが、ただでさえ高過ぎる保険料をさらに引き上げたその要因ですけれども、前回の運営協議会でも言いましたけれども、大阪府が令和6年度の保険給付費を見誤って保険料を算定したと。令和6年度の保険料算定費の保険給付費のこれと実際の保険給付費は、1人当たり1万円以上も下振れするということになって、保険料を取り過ぎたことになるわけですが、この保険給付費の見込みと実際の保険給付費に大きな差が出た原因は、これ究明はされたんでしょうか。

○仲嶋保険・健康政策監 今、寺本委員から御質問をいただきました、保険給付費が見誤っていたかどうかという部分につきまして、我々としては、保険料の算定時点における推計ということで、決して見誤っていたということではないかなという認識でいるということは、まず前提としてございます。ただ、その上で、大阪府におきましては、保険料の算定過程におきましては、大阪府と関係市町村で広域化調整会議という会議がございまして、そのワーキンググループの中でいわゆる保険料を定めるための被保険者の動向ですとか、そういったものも含めて議論されることとなりますので、保険給付費のその分につきましても、令和7年度における算定の中で、令和6年度のまさに今、委員がおっしゃった推計値と実績値の乖離という結果も含めて検討がなされた上で算定がなされるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○寺本委員 7年度の保険料算定のときに加味するのは当然するんですけれども、見誤ったかどうかは置いて、現実問題として1人当たり1万円以上の保険給付費の差が出たわけですね。見込と実績では。だから、そこについて、今はまだ究明されていない、原因は全く分かってないということでよろしいんでしょうか。

○仲嶋保険・健康政策監 そうですね、こういったことが原因であったというふうなことについて、今、大阪府から何か我々のほうに例えばお示しがなされているというふうなことはございません。

以上でございます。

○寺本委員 これは、保険給付費に下振れが出ると、もう本来取らなくてよかった保険料を取ったことにもなるわけですので、こういうことが起こらないようにしなければならないというのは当然だと思いますので、今は大阪府から答えがおりてきてないということですが

れども、これぜひ大阪府に原因究明をするように、また同じことを繰り返さないように、ぜひとも強く要望してほしいと思います。

保険料を一体、1人当たり幾ら取り過ぎたことになるんでしょうかね、令和6年度。

○柳原保険課長代理 保険料につきましては、大阪府が保険給付費をはじめとしまして、被保険者数や世帯数の動向など、様々な要素を含めて算定されております。保険給付費を実績値とした場合に、1人当たりの保険料が幾らになるかというような仮の数値ですが、我々が独自に算定することとして、提示することは困難であると考えております。

以上です。

○寺本委員 はい、困難だということでしたけれども、この6年度の保険給付費の実績を加味して、令和7年度の保険料算定を行ったときの大阪府が示している資料であったり、守口市が示している資料の中で、保険料減要因の中で保険給付費の減によるものが1人当たり約4,395円であることをされていますから、これに近い数字を恐らく令和6年度の保険料として取り過ぎたんじゃないのかなということが分かるわけですがけれども、これは市民生活が非常に厳しい状況の中での、この約4,395円という保険料、これぐらいは取り過ぎたんじゃないのかということですので、こちらについても、本来であれば今すぐにでもお返しの筋だということ意見をしておきたいと思います。

保険給付費が減ったことによって、歳入の府支出金が減少しますがけれども、歳出の事業費納付金は変わらないため、令和6年度のような保険給付費の見込みを実績が下回る状況が続けば、大阪府に守口市の国保のお金を吸い取られ続けることになると思うんですけども、この辺りについてはどう考えてるんでしょうか。

○仲嶋保険・健康政策監 あくまでも、保険給付費に基づいて適正な保険料を算定するということは、我々保険者としては大前提であるというふうに考えてございます。ですので、事業費納付金の算定におきましても、先ほど推計を誤っているという認識がございませんというふうに申し上げましたけれども、同じように大阪府が過大に事業費納付金を膨らますような形で算定してきているという認識も、我々としてはございません。保険料そのものを整理して計算をしていく、要は黒字が増えないようにという形で保険料を算定しないといけないということは、それは我々、医療保険者として大阪府も含めてしっかりと適正なといいますか、黒字が極力出ないような形での保険料の計算をしていかないといけないということは、それはそのとおりかなというふうに考えてございますので、引き続き、大阪府と共に努力していく必要があるのかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○寺本委員 今、私の大阪府に守口の国保のお金を吸い取られ続けることになるんじゃないかと、ここの言葉だけを捉まえて今、そんな認識はないんだというような御答弁でしたけれども、現実問題として、医療給付費に下振れが出ると吸い取られるという表現がね、正しくないかもしれませんがけれども、不足が生じて、事業費納付金は変わらないわけですから。医療給付費が減って、府支出金が減っても。現実問題、どこか守口はお金を出さなアカンなるわけですよ。これが、毎年毎年医療給付費の見込と実績の下振れ、これが続くっていうことですよ。これについてどう思ってるんですか。

○仲嶋保険・健康政策監 事業費納付金の算定におきましては、先ほども申しましたけれども、大阪府と関係市町村との協議の中でしっかりとこの事業費納付金が果たして適正なの

かどうなのかということも含めて、議論がなされた上で保険料が算定されていくというふうな形でのスキームとなっており、でございます。ですので、まさに今、委員がおっしゃっておられたような形にならないように、つまり黒字が増え続けるだけの形にはならないような推計をしっかりと、保険料を示していくということが必要であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○寺本委員　はい、まあそうならないようにね、ぜひともしてほしいと思います。こういうことが繰り返されないようにお願いいたします。

これ、赤字が出れば当然ね、財調からということにもなりますのでね、今まで守口市の被保険者から取り過ぎた国保料がちょっとずつたまって、20億もの財調になっているのに、それを大阪府にちょっとずつ納めなければならないというようなことにもなりかねませんので、絶対こういうことにならないようにしていただきたいと思います。

やはり、この間ずっと議論してはいますが、国民健康保険法上、守口市が持っている保険料賦課決定権を手放して、我々からすれば見誤った算定の高過ぎる保険料を大阪府に押しつけられて、見誤った過大な事業費納付金で大阪府にお金を吸い上げられる。こんな統一国保は今すぐに辞めるべきであると意見しておきます。

以上です。

○武田会長　ほかに、御意見、御質問はございませんでしょうか。

ないようでございますので、次に移らせていただきます。

2つ目の案件「守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、事務局から説明を受けます。

○西嶋保険課主任　それでは、案件（2）守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、資料2及び資料3を用いて、御説明申し上げます。

2ページを御覧いただきたいと存じます。

資料2の条例改正については、令和7年2月市議会定例会に提出し、本会議で可決いただいております。

まず、第4条の2の一部負担金の減免及び徴収猶予について御説明申し上げます。

厚生労働省の通知に基づき、令和6年12月2日に大阪府国民健康保険運営方針に基づく「別に定める基準」が改定されました。これに伴い、一部負担金の減額及び支払いの免除の期間について、必要に応じて6か月以内まで延期できることとなりました。

また、一部負担金の徴収の猶予について、急患等として医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として、最長1年間、徴収を猶予することができることとなりました。

次に、第18条低所得者の保険料の減額について御説明申し上げます。

国民健康保険料の減額賦課に関する事項については、国民健康保険法第81条の規定により政令で定める基準に従って条例で定めることとされています。

このたび、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令により国民健康保険料の減額賦課に関する基準が改められました。

改正内容でございますが、第18条第1項第2号におきまして、国民健康保険料のうち、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額を判定する際の所得基準について、5割軽減の対象となる世帯を判定する際の所得基準については、世帯の被保険者数に乗ずる金額を、現

行の29万5,000円から30万5,000円に改めるものでございます。

また、同項第3号におきまして、同様に、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額を判定する際の所得基準について、2割軽減の対象となる世帯を判定する際の所得基準については、世帯の被保険者数に乗ずる金額を、現行の54万5,000円から56万円に改めるものでございます。

4ページにお移りいただきまして、附則の施行期日でございますが、令和7年4月1日から施行しているものでございます。

5ページにお移りいただきまして、資料3でございますが、こちらは先ほど御説明させていただきました、第18条の減額を判定する際の所得基準の変更点について図表にしたものでございます。

以上、案件(2)の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○武田会長 説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

ないようでございますので、次に移らせていただきます。

3つ目の案件「P D C Aサイクルに基づく進捗管理について」、事務局から説明を受けま

す。  
○谷口保険課主任 それでは、案件(3) P D C Aサイクルに基づく進捗管理につきまして、資料4から本日追加で配付させていただきました資料6までを用いて御説明申し上げます。

6ページの資料4を御覧いただきたいと存じます。

こちらは、大阪府が作成した資料の一部でございます。令和6年度からの大阪府国民健康保険運営方針では、「府と市町村、国保連合会の連携、協力の下、P D C Aサイクルに基づく進捗管理の実施」を設けており、大阪府内全体としての持続可能で安定的な国保事業の運営を進めるため、令和6年度以降は毎年度、各市町村において中間と期末に進捗管理を行うものとされております。

評価の対象となる項目は、資料の中段辺り、「進捗管理すべき事項」に記載されております。Ⅰ.運営方針で定める取組内容の実施状況、目標到達状況。Ⅱ.保険者努力支援制度(取組評価分、事業費連動分)の評価点獲得状況。Ⅲ.Ⅰ・Ⅱに加え、特に進捗管理すべき事項の3つの事項に沿ったもので、毎年、大阪府の事業運営検討ワーキンググループで決定されることとなっております。進捗管理の方法は、各市町村で進捗管理表を用いて実施状況の把握を行い、ブロック単位で大阪府へ報告します。その後、大阪府が取りまとめて大阪府の広域化調整会議及び大阪府の国保運営協議会へ報告し、公表されることとなります。

なお、市町村においても、各市町村で作成した進捗管理表を大阪府と同様に運営協議会で報告することとされておりますので、このたび、御報告させていただくものでございます。

7ページの資料5にお移りいただきまして、令和6年度の守口市の取組状況について御説明させていただきます。7ページから12ページにわたり、評価する項目数が13項目と多くありますので、かけ足にはなりますが、達成できなかった項目を中心に御説明させていただきます。

項番1「目標収納率達成に向けた取組」でございますが、実施状況は全て「○」となっております。

8 ページにまいりまして、項番 2 「第三者行為求償」につきましても、実施状況は全て「○」となっております。

9 ページにまいりまして、項番 3 「過誤調整」でございますが、こちらも実施状況は全て「○」となっております。

続きまして、項番 4 「医療費の適正化」及び項番 5 「保健医療サービス・福祉サービス等の施策との連携」につきましては、当該補助金申請の基準日である令和 6 年 1 月末時点の本市の被保険者数は約 2 万 5, 0 0 0 人のため、上から 2 つ目の実施状況が「○」となっております。

続きまして、項番 6 「広報事業の共同実施」につきましては、実施状況は「○」となっております。

1 0 ページにまいりまして、項番 7 「広域化調整会議の進め方」につきましては、実施状況は「○」となっております。

続きまして、項番 8 「保険者努力支援制度評価点獲得取組評価分 市町村分」でございますが、こちらは特定健康診査、がん検診及び歯周疾患検診の受診率や特定保健指導の利用率が大阪府の目標値に達していなかったことから、実施状況の欄が「×」となっております。

特定健康診査については、令和 6 年度以降は集団健診に加え、個別健診も導入することで被保険者の受診機会の拡大を図っております。また、それぞれの検診等については、引き続き、広報等で周知を行うことで受診率及び利用率の向上につなげてまいりたいと考えております。同様に、ジェネリック医薬品については、広報等での周知に加えて、差額通知の送付を行うことで、使用割合の向上につなげてまいりたいと考えております。

1 1 ページにまいりまして、項番 9 「保険者努力支援制度評価点獲得事業費連動分 事業の取組評価」でございますが、1. 「事業①国保一般事業を 1 事業以上実施する」、6. 「事業⑤ P H R の利活用を推進する取組を実施する」及び 7. 「事業①から④それぞれから 1 事業以上実施する」の項目については、本市は人員等を考慮し、効果が大きいと思われる保健事業から優先的に実施していることから、実施状況の欄が「×」となっております。

続きまして、項番 1 0 「保険者努力支援制度評価点獲得 事業費連動分 事業の取組内容」につきましては、実施状況は全て「○」となっております。

1 2 ページにまいりまして、項番 1 1 「適用の適正化（資格管理）」でございますが、こちらは国保未適用者等に対して通知を行うなど適正化に向けた取組は毎月行っておりますが、強化月間を設けてはいなかったため、実施状況の欄が「×」となっております。令和 7 年度以降は、5 月を強化月間とし、市ホームページにおいても周知を行っております。

続きまして、項番 1 2 「保健事業（特定健診受診勧奨）」及び項番 1 3 「保健事業（健康管理）」につきましても、実施状況は「○」となっております。

以上が、令和 6 年度の取組状況の御説明でございます。

引き続きまして、令和 7 年度の取組状況の中間報告につきまして御説明させていただきます。

本日、追加でお配りさせていただきました、資料 6 を御覧いただきたいと存じます。こちらの取組状況の中間報告は、ブロックで取りまとめた上で、後日、大阪府へ報告させていただくものでございます。

それでは、令和 7 年度の評価する項目につきましても、かけ足にはなりますが、達成でき

なかった項目または追加となった項目を中心に御説明させていただきます。

1 ページ、項番 1 「目標収納率達成に向けた取組」でございます。①の(2) 収納率の維持向上の項目について、収納率としては向上したものの、標準収納率は達成できなかったことから実施状況の欄が「×」となっております。

2 ページにまいりまして、項番 2 「第三者行為求償」につきましても、実施状況は全て「○」となっております。

3 ページにまいりまして、項番 3 「過誤調整」でございますが、こちらも実施状況は全て「○」となっております。

続きまして、項番 4 「医療費の適正化」及び項番 5 「保健医療サービス・福祉サービス等の施策との連携」につきましても、当該補助金申請の基準日である令和 7 年 1 月末時点の本市の被保険者数は約 2 万 4, 0 0 0 人のため、上から 2 つ目の実施状況が「○」となっております。

4 ページにまいりまして、項番 6 「広報事業の共同実施」及び項番 7 「広域化調整会議の進め方」につきましても、実施状況は「○」となっております。

続きまして、項番 8 「保険者努力支援制度評価点獲得取組評価分 市町村分」につきましても、評価達成の基準となります保険者努力支援制度の採点結果の国からの通知は 1 月初旬となり、中間評価では評価を行わないため、空欄となっております。

5 ページにまいりまして、項番 9 「保険者努力支援制度評価点獲得事業費連動分 事業の取組評価」につきましても、令和 6 年度と同様の実施状況となっております。

続きまして、項番 1 0 「保険者努力支援制度評価点獲得 事業費連動分 事業の取組内容」につきましても、実施状況は「○」となっております。

6 ページにまいりまして、項番 1 1 「適用の適正化(資格管理)」でございますが、実施状況は全て「○」となっております。

続きまして、項番 1 2 「高額療養費の計算方法等」ですが、こちらは令和 7 年度から新しく追加された項目でございます。本市は高額療養費の簡素化を実施していないため、実施状況の欄は「×」となっております。

続きまして、項番 1 3 「保健事業(特定健診受診勧奨)」及び項番 1 4 「保健事業(健康管理)」につきましても、実施状況は「○」となっております。

以上が令和 7 年度の取組状況の中間報告の御説明でございます。

以上、案件(3)の説明とさせていただきます。よろしく御願い申し上げます。

○武田会長 説明が終わりました。ただいまの説明につきましても、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

○寺本委員 この P D C A サイクルに基づく進捗管理も結構ですけれども、大阪府こそね、この P l a n、D o、C h e c k、A c t i o n を起こして改善せよと、ここで厳しく言うてほしいと思いますので、さっきの医療給付費の下振れの件、これ強く要望しておきますので、はい、以上です。

○武田会長 ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

ないようでございますので、本日の案件は全て終了いたしました。

最後に、次第 4 「その他」でございます。本日の案件を含め、ほかに御意見や御質問はございませんでしょうか。

特段、意見がないようでございますので、これで本日の協議会を終わりとさせていただきます。

本日の署名委員は、北西委員、田中委員をお願いいたします。

長時間にわたり貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。

皆様に御協力をいただき、円滑な議事進行が行えたことを心から感謝申し上げます。

また、今後とも御協力のほどよろしくお願い申し上げます。協議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。